

全建事発第 020 号
令和 8 年 6 月 1 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

建設業における中東情勢の変化等による原材料・エネルギーコストの
高騰等を踏まえた適切な価格転嫁等の対応について（周知依頼）

平素は、本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省より、昨今の中東情勢の変化等に伴う一部の建設資材の価格高騰や安定的な調達に対する懸念の声が上がっている状況を踏まえ、建設工事における適切な価格転嫁及び工期変更等への対応について、別添のとおり周知依頼がありました。

なお、今般の中東情勢の変化による資材価格の高騰等は、受注者の責によらない事情の変更であり、変更協議の対象となる典型的な事象であると考えられるため、以下の内容を踏まえ、円滑な価格転嫁や適切な工期設定に向けた変更協議を進めていただきたい、とのことです。

1. 建設工事の請負代金及び工期の変更協議について

資材価格高騰や供給不足・納期遅延等が生じた場合には、改正建設業法に基づく「おそれ情報」制度等も踏まえ、請負代金及び工期に関する変更協議を円滑化する規定が設けられており、発注者においては、当該申出があった際には誠実に協議に応じるよう努めることとされているところです。

また、必要な請負代金額又は工期に係る変更契約を行わなかった結果、通常必要と認められる原価に満たない請負代金となる場合や、著しく短い工期となる場合には、建設業法違反となるおそれがある旨等が示されています。

2. 工期変更対応に伴う費用負担について

工期変更に伴い追加費用が生じた場合には、発注者と受注者とが工期変更の原因及び増加費用の負担について、十分協議を行うことが求められているところです。

また、建設業法令遵守ガイドラインでは、受注者の責めに帰さない事情による工期変更に伴う費用増加について、一方的に受注者へ負担させた結果、不当に低い請負代金となる場合には、建設業法違反となるおそれがある旨等が示されています。

3. おそれ情報の通知が行われていない場合の変更協議について

契約締結前に「おそれ情報」の通知が行われていなかった場合であっても、そのことのみを理由として変更協議を拒む理由にはならず、誠実に協議へ応じることが求められているところです。

つきましては、別添通知の趣旨をご確認いただくとともに、会員企業に対し、円滑な価格転嫁及び適切な工期設定に向けた変更協議の実施について、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 （建設業団体御中）建設業における中東情勢の変化等による原材料・エネルギーコストの高騰等を踏まえた適切な価格転嫁等の対応について
- 別添 2 （主要民間団体御中）建設業における中東情勢の変化等による原材料・エネルギーコストの高騰等を踏まえた適切な価格転嫁等の対応について

(担当) 事業部 児玉 TEL 03-3551-9396 FAX 03-3555-3218 メール jigyo@zenken-net.or.jp
